

一般人が先結婚する際相手の女に苦勞をさせると言ふ者は先づない。

五、特殊部落民であることを言明しなかつたこと。

世間ではナカウド口（媒介人口）と謂はるゝ位眞實が少いのである、この位の事では監獄に打ち込まれることになると日本全國の監獄は結婚ユークイ罪で満員になる。法律學者は悪辣なる詐術に依らざる限り本罪は成立しないと言はれてゐる。本件の如きは未だ民事と件とさへならぬ程度のもので之を刑事と件としたこと自体差別裁判なりと叫ぶ所以である。即ち特殊部落民と謂ふ一點に懸つて裁判せられたところにある。

本年七月十五日の大審院判決例は、單純な不作為に依る詐欺罪の不成立、を擧げてゐる。

特殊部落民なるものを法律上認めたとしても不作為で詐欺罪は成立しないのである。特殊部落民でなかつたならば罪にならなかつたことと思ふ、結局警察當局がデッチ上げた事件である。

今日特殊部落民なるものは認められないのである。一方天皇の御名に於て一方國家の權力に於て此の問題を裁いたことは國民として許すことは出来ぬ、何等部落民たることを告知するの義務はないのである。これを言はなかつたとして罪とするは之れ差別裁判である。此の裁判に對して何故政府裁判所は沈黙してゐるのか、今日はファッシの横行の時代である、之れを黙認して吾等を束縛せんとする底意であらう。吾々は生命を培して闘ふものである。國難は對外關係にあらず國內的に在り。支配階級と被支配階級との間